

岩手県公営住宅復興特区に係る復興推進計画（第2回変更）

作成主体の名称：岩手県

1 復興推進計画の区域

岩手県の全域とする。

2 復興推進計画の目標

東日本大震災により住宅を失った者等（以下「被災者等」という。）が、一日でも早く安定した生活に戻れるよう、まちづくりと一体となった安全で良質な公営住宅を供給し、生活再建を促進する。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

被災者等が、早期に安定した住生活を営めるよう、安全で良質な住宅を供給する。

4 計画の区域内において実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び事業主体に関する事項

【罹災者公営住宅等供給事業】

(1) 復興推進事業の内容

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村及び洋野町の区域において、下表に掲げる安全で良質な災害公営住宅を建設等し、被災者等へ供給する。

実施主体	整備計画戸数	実施主体	整備計画戸数	実施主体	整備計画戸数
岩手県	2,827戸	一関市	27戸	田野畑村	63戸
宮古市	417戸	陸前高田市	269戸	野田村	74戸
大船渡市	290戸	釜石市	943戸	洋野町	4戸
花巻市	30戸	大槌町	463戸		
久慈市	11戸	山田町	343戸		
遠野市	21戸	岩泉町	51戸	合計	5,833戸

（令和元年9月30日現在、今後の状況により変更となる場合あり。）

また、その間、(3)の実施主体において賃貸される既存の公営住宅についても、被災者等に対して供給する。

(2) 事業期間

令和3年3月11日まで

(3) 実施主体

岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村及び洋野町

(4) 特別の措置の内容

ア 被災者等が、復興推進計画の区域内において、実施主体により賃貸される公営住宅に入居しようとする場合には、当該計画に定める公営住宅の建設等に要する期間が満了するまでの間、住宅困窮要件を満たせば、公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすものとする。

ただし、岩手県が盛岡市、北上市、奥州市、一関市内で賃貸する公営住宅、並びに遠野市と花巻市が賃貸する公営住宅を除く。

イ (3)の実施主体により供給される災害公営住宅を、当該入居者等へ譲渡する場合には、公営住宅法で定める譲渡制限期間について、当該災害公営住宅の耐用年限の「4分の1」を「6分の1」に短縮する。

また、その場合の譲渡対価については、地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用に充てることを可能とする。

5 当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

災害公営住宅の建築供給及び既存の公営住宅を活用することは、被災者等が安全・安心かつ快適に暮らせる居住環境の整備、生活再建の促進につながるものであり、計画区域の円滑かつ迅速な復興の推進が図られるとともに、当該地域の活力の再生に寄与するものである。

6 その他

本計画の作成に際し、東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づき、実施主体である市町村（宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村及び洋野町）から意見聴取を行った結果、計画に対する意見はなかった。